

業務運営並びに財務及び会計に関する命令について

(第16条 重要な財産の処分等の認可の申請)

1. 処分等に係る財産の内容及び評価額

基金資産 1,000,000,000円

(内訳)

質入先	評価額	内容
農林中央金庫	700,000,000円	利付農林債(5年)
北洋銀行	200,000,000円	定期預金(1年)
北海道信用漁業協同組合連合会	100,000,000円	定期貯金(1年)

2. 処分等の条件

各借入先金融機関からの借入債務に係る根担保。

(約定内容)

独立行政法人北方領土問題対策協会は、農林中央金庫、北洋銀行及び北海道信用漁業協同組合連合会に対して負う長期借入金債務の根担保として利付農林債・預貯金に質権を設定する。

3. 処分等の方法

(1) 担保差入証は毎年4月に差し入れることとする。(ただし、設立時においては平成15年10月に差し入れるものとする。)

(2) 債務金額が根担保として差し入れた債券・預貯金の金額を下回る場合には、差し入れ金額を変更することが出来るものとする。

4. 協会の業務運営上支障がない旨及びその理由

基金である性格上、業務運営上で直接使用するものではないことから担保に供しても支障がなく、その金額の範囲内の長期借入金については低い利率で調達することができることから担保に供するものである。